

○福島県立図書館ロビー展示要綱

(目的)

第1 この要綱は、県立図書館における県民参加型の情報発信活動の一環として、県立図書館の展示ロビー（以下「展示ロビー」という。）を文化的活動による作品や調査研究による成果物（以下「作品」という。）を展示する場として広く開放するために、その作品展示に必要な事項を定めるものとする。

(開放の対象)

第2 展示ロビーは、原則として福島県内に在住、在学又は在勤する者、若しくはこれらの過半数により構成される団体に対して開放するものとする。ただし、作品展示の趣旨が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、図書館長は、これを開放しないものとする。

- ① 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき
- ② 公序良俗に反するおそれがあるとき

(作品展示の方法)

第3 展示する作品は、その展示に際し、展示ロビーの壁面に付属するピクチャーレールの活用が可能な作品とする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長が必要と認めるときはこの限りではない。

- 2 展示する作品の搬入、搬出、展示及び展示期間中の作品管理等は、展示者が主体となって、これを行うものとする。
- 3 展示期間中の作品の汚損・破損については、福島県立図書館では補償しない。

(展示場所)

第4 作品の展示場所は、展示ロビーの壁面部分に限定するものとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長が必要と認めるときはこの限りでない。

(展示期間等)

第5 展示ロビーを開放する期間は、福島立図書館で使用する期間を除く期間とする。

- 2 作品の展示期間は、1 か月間（展示の開始月の第一金曜日から翌月の第一水曜日まで）とする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長が必要と認めたときは、この期間を変更することができるものとする。
- 3 展示する作品の搬入及び搬出日は、原則として、それぞれ展示開始月及び展示終了月の第一木曜日とする。

(展示ロビーへの展示申請)

第6 作品を展示ロビーに展示しようとする者又は団体は、「福島県立図書館ロビー展示申請書（別紙様式1）」を、図書館長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年である場合は、保護者の同意書「福島県立図書館ロビー展示申請同意書（別紙様式2）」を添付しなければならない。

- 2 ロビー展示を申請できる回数は、同一申請者につき、1 年度間に1 回の申請を限度とする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長が適当と認めるときはこの限りではない。

(許可等)

第7 図書館長は、前条第1項の申請について、展示ロビーにおける展示が適当と認めたときは、申請者に対し「福島県立図書館ロビー展示許可書（別紙様式3）」を交付するものとする。

2 申請者は、前項による許可後に、展示内容の変更又は展示の中止等、当該許可時に予測していない事態が生じた場合には、速やかに図書館長にその内容を報告しなければならない。

3 図書館長は、前項の場合において、変更後の展示内容等が適当でないと認めたときは、第一項の許可を取り消すことができるものとする。

(担当)

第8 ロビー展示に関する企画運営は、展示コーナー企画委員会がこれを担当する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(様式 1)

福島県立図書館ロビー展示申請書

年 月 日

福島県立図書館長 様

(申込者) 住 所 〒

団体機関名

代表者氏名

電 話 () -

タ イ ト ル	
内 容	
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
作品 搬入日時	年 月 日 () 午後 ~
作品 搬出日時	年 月 日 () 午前 ~
展 示 実 績	福島県立図書館ロビー展示 あり (実施時期 :)
	なし
	他施設 あり (具体的な会場名 :)
	なし
そ の 他	

(様式 2)

福島県立図書館ロビー展示申請同意書

私、
福島県立図書館ロビー展示要綱第6の規程に基づき、ロビー展示申請することに
同意いたします。

年 月 日

福島県立図書館長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

